発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

Q_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Q_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Q_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02125
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02970

Q_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02400
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03110

Q_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02341
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03124

Q_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02424
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

Q_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02494
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03200

Q_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.02589
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03277

Q_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

Q_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.024
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

Q_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0237

発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

Q_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Q_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.019
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

Q_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02130
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02976

Q_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.02400
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03110

Q_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.02344
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03129

Q_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.02427
　　イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03135

Q_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.02504
　　イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03217

Q_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.026
　　イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

Q_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

Q_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.025
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.031

Q_{28}　ア　平成28年度市場公募都市に係るもの　0.0238